

公

告

令和 7 年 7 月 2 3 日

防衛省航空自衛隊
山田分屯基地司令
(公印省略)

岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林 9 林班か小班に所在する航空自衛隊山田分屯基地（以下「山田分屯基地」という。）及び岩手県下閉伊郡山田町飯岡第 6 地割 7 9 番地 2 に所在する公務員宿舎（以下「宿舎地区」という。）において、飲料自動販売機を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」の D 等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 飲料自動販売機を設置し経営を行う業者は、業務の全部を第三者に委任する場合は、協議の上、申請すること。また、委任に係る一切の責任は飲料自動販売機を設置し経営を行う業者が負わなければならない。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び第 3 号から第 8 号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置場所及び設置台数

(1) 山田分屯基地

ア 隊庁舎1階中央階段通用口	1台
イ 隊庁舎3階	1台
ウ 隊庁舎4階	1台
エ 運用地区	1台

(2) 宿舎地区 ごみステーション裏 1台

4 募集要領の配布について

山田分屯基地ホームページからダウンロード

(<https://www.mod.go.jp/asdf/yamada/second/11boshukobo.html>)

5 公募説明会

(1) 日時

令和7年8月8日(金) 1030

(2) 集合場所

航空自衛隊山田分屯基地 隊庁舎2階会議室

(3) 説明事項

募集要領、仕様書の内容及び希望業者への自動販売機設置場所の説明

(4) 携行品

募集要領、仕様書及び顔写真付の公的な身分証明書(運転免許証等)

(5) 注意事項

ア 本説明会に参加しない業者は、公募に参加することができないものとする。

イ 参加希望者は、募集要領別紙様式1「公募説明会(自動販売機)参加申込書」に必要事項を記載し、令和7年8月7日(木)1700までに下記問い合わせ先のメールアドレスまで送付すること。

6 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

7 問い合わせ先

岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林9林班か小班

航空自衛隊山田分屯基地 第37警戒隊基地業務小隊厚生班厚生係

担当：松本(マツモト)

電話：0193-82-2636 内線261

メール：MATSUMOTOv0c@inet.aci.mod.go.jp